

令和6年4月1日から、死亡牛のBSE 検査対象が月齢に関係なくBSEの特定 症状等を呈した牛となります。

(96ヶ月齢以上の死亡牛でも、BSEの特定症状等がなければ
検査対象外となります。)

月齢に関係なく引き続きBSE検査を行う牛(死亡または淘汰したものは以下のとおりです。

①BSEの特定症状を呈していた牛

興奮しやすい 音、光、接触等に対する過敏な反応
群内序列の変化 搾乳時の持続的な蹴り
頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
扉、柵等の障害物におけるためらい興奮しやすい
音や光、接触等に敏感な反応 等

②特定症状以外でBSEが否定できない症状を呈していた牛 起立不能、歩行困難等

③その他、獣医師が検査の必要があると認めた牛

上記のような症状が疑われた場合等は、獣医師または管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。



山梨県東部家畜保健衛生所

電話：055-262-3166

FAX：055-262-3108

夜間・土日・休日の連絡先：090-5535-8005

土日・休日の連絡先：090-5544-7868